

成分濃度や原料以外の品質や機能などの表示基準を設けます。

- どのくらい**ゆっくり効くか（緩効性）**に関する機能など、**必要に応じ、全国一律の表示基準を定めます。**

※新たな表示基準として定める内容は、今後検討します。



<お問合せ窓口>

<ご不明な点は下記フォームまたは窓口にお問い合わせください>

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouan/200518.html>



機関	連絡先	管轄都道府県
農林水産省 北海道農政事務所消費・安全部 農産安全管理課	TEL 011-330-8815 FAX 011-520-3056	北海道
農林水産省 東北農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 022-221-6097 FAX 022-217-8432	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産省 関東農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 048-740-5229 FAX 048-601-0548	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
農林水産省 北陸農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 076-232-4006 FAX 076-232-4007	新潟、富山、石川、福井
農林水産省 東海農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 052-746-1315 FAX 052-220-1362	岐阜、愛知、三重
農林水産省 近畿農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 075-414-9035 FAX 075-417-2149	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
農林水産省 中国四国農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 086-223-7673 FAX 086-224-7714	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産省 九州農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 096-300-6130 FAX 096-211-9700	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL 098-866-1672 FAX 098-860-1195	沖縄
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課	TEL 03-3502-5968 FAX 03-3580-8592	

肥料事業者の皆様へ

肥料の生産・輸入・販売に係るルールが変わります。

土づくりに役立つ堆肥や産業副産物の活用とともに、
農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産が進むよう、
肥料取締法の一部を改正する法律が公布
されました。

見直しのポイント

土づくりや労力・コストの低減につながる
肥料の配合に関するルールを見直します。

P1

原料や材料等の表示を簡素化するため、
保証票の表示ルールを見直します。

P2

安全性は堅持しつつ、使用可能な原料の自由度
を拡大するため、**公定規格を見直します。**

P3

産業副産物の肥料を、農家がより安心して利用
できるよう、**原料管理制度を導入します。**

P4

分量や原料以外にも**品質や機能などの**
表示基準を設けます。

P5

詳細はHPへ。
ご不明な点は、
お気軽にお問い合わせ
ください。



<農林水産省Webページ> 詳しくはこちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html



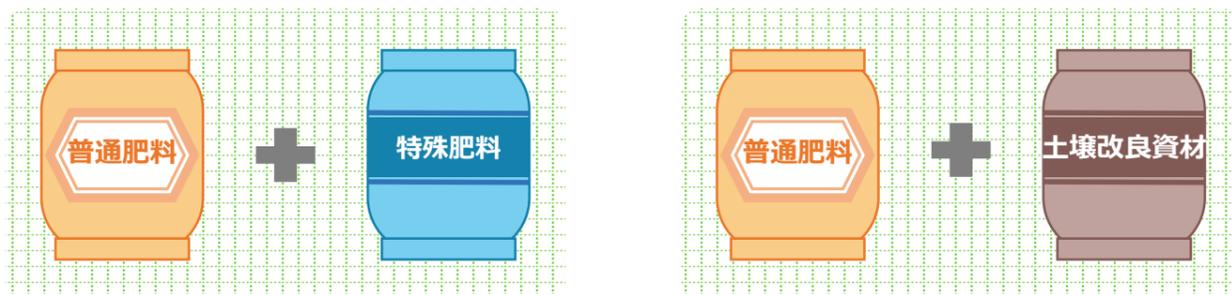
配合に関するルールを見直します。

新たに
できること



- 堆肥と化学肥料を配合した肥料が届出で生産可能に！
- 造粒等を行った化成肥料も届出で生産可能に！
(登録済み肥料のみを原料としている場合に限りです。)
- 生産の**1週間前まで**の届出で生産可能に！
(従来は、2週間前までの届出が必要)

新たに可能となる配合の例



※一部の原料や組合せは対象外です。詳細は省令等で定めます。
 ※配合可能な土壌改良資材は省令等で定めます。
 ※特殊肥料同士を配合した肥料も、今後特殊肥料として生産できるようにする方向で検討中です。

想定されるメリット

1 土づくりと施肥が一度の作業で可能に。
 ペレット化すれば、通常の散布機で散布可能に

※畜産農家が堆肥等をペレット化する支援事業もあります。詳細はこちら (P30)



土づくり



施肥

別々の作業を
1度に！

2 堆肥の成分の不足を化学肥料で補う
 ことで、堆肥が使いやすくなる



堆肥



化学肥料

成分が安定
した堆肥に！

原料管理制度を導入します。

新たに
対応いただくこと

※検討中のため、内容は変更する可能性があります。

- 副産系肥料に使える**原料の規格を設定**します！
- **原料帳簿を備え付け**る必要があります！
- **原料の虚偽宣伝も禁止**になります！



原料規格を設定

- 副産系の肥料など、これまで個別に使用できる原料を審査し、判断していたが、新たに原料の規格を設定
 これにより、**使用できる原料を明確化**
 (副産〇〇肥料、汚泥肥料など)
- 発生工程も含めて原料の規格を設定
 (「調味料製造時におけるアミノ酸発酵反応から生じた発酵残液」など)



※対象となる肥料の範囲や原料の詳細は今後、省令等で定めます。

原料帳簿の備付け

- 生産業者及び輸入業者は、事業場ごとに肥料に使用した**原料の名称、数量、仕入先等**を帳簿に記録し、備え付け、2年間保存
 - 対象は、産業副産物など**原料規格が設定される肥料**と保証票に**原料、材料又は異物の表示を行う肥料**になります。
 - 記載事項と必要な情報が揃っていれば、帳簿の様式は問いません。
(原料の仕入伝票なども可)



※対象となる肥料の範囲や記載項目の詳細は今後、省令等で定めます。

原料等の虚偽宣伝の禁止

- **チラシやパンフレット、Webサイト**を用いる場合も含め、肥料の**原料や生産の方法の虚偽の宣伝を禁止**
- **原料等**について**誤解を生じるおそれのある名称**の使用が**禁止**